

平成31年度

島根県

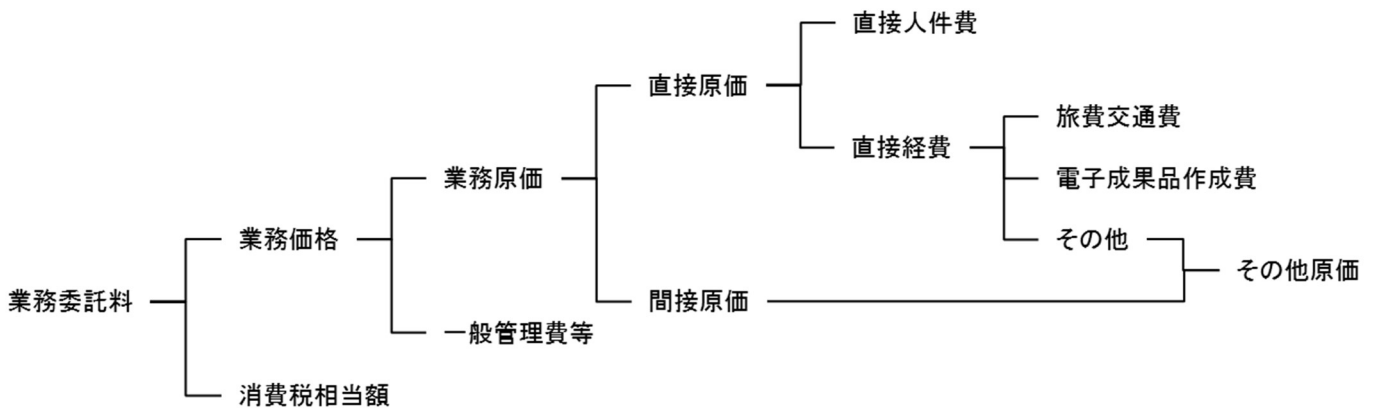
道路防災点検（安定度調査）業務積算要領

島根県 道路維持課

## 1. 適用範囲

この積算要領は、「道路防災点検要領（平成 18 年 9 月）国土交通省（以下「点検要領」という。）」、「道路防災点検の手引き（平成 19 年 9 月）財団法人道路保全技術センター（以下「点検の手引き」という。）」、「防災カルテ作成・運用要領（平成 8 年 12 月）財団法人道路保全技術センター（以下「カルテ作成・運用要領」という。）」、及び「落石に係る道路防災計画（平成 28 年 9 月 1 日）：島根県道路維持課ホームページ掲載資料（以下「道路防災計画」という。）」に基づき実施する安定度調査業務及び防災カルテ作成業務に適用する。

## 2. 積算体系



## 3. 直接人件費

### 3-1 計画準備及び資料収集整理

業務計画書及び点検実施計画の作成及び過年度調査記録，レーザープロファイラデータ，被災履歴等，箇所別記録表の作成に必要な資料を監督職員から貸与を受け取り整理する。

1 業務あたり

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
計 画 準 備	1.00	2.00		3.00	3.00	

### 3-2 安定度調査

点検要領及び道路防災計画に基づき、安定度調査を行う。

10箇所あたり

区 分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
外 業						
落石・崩壊						
2,000 m <sup>2</sup> 未満		2.40		2.40	2.40	
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満		3.80		3.80	3.80	
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満		5.00		5.00	5.00	
10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満		7.20		7.20	7.20	
15,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満		8.30		8.30	8.30	
20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満		9.30		9.30	9.30	
30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満		12.00		12.00	12.00	
40,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満		15.40		15.40	15.40	

10箇所あたり

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
外業						
岩盤崩壊						
2,000 m <sup>2</sup> 未満		2.80		2.80	2.80	
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満		4.30		4.30	4.30	
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満		5.90		5.90	5.90	
10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満		7.80		7.80	7.80	
15,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満		8.70		8.70	8.70	
20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満		9.50		9.50	9.50	
30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満		14.00		14.00	14.00	
40,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満		16.70		16.70	16.70	

10箇所あたり

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
内業						
安定度調査表作成		1.00		2.00	1.00	

- ・外業箇所数は安定度調査の施設管理番号に準ずる。
- ・同一箇所内で点検対象項目が落石・崩壊及び岩盤崩壊それぞれ該当する場合は、外業区分は岩盤崩壊とし、調査箇所数は1箇所とする。
- ・同一箇所内で安定度調査表を複数作成する場合は、作成した調査表の枚数分の内業箇所数を計上するものとする。
- ・安定度調査（外業）の面積は、水平投影面積とする。
- ・外業各項目に対し、次の補正を行う。

① 落石・崩壊

路面からの 高低差	20m 未満	20m 以上 40m 未満	40 60	60 80	80 100	100 120	120 140	140 160
補正係数	0.90	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30
路面からの 高低差	160m 以上 180m 未満	180 200	200 220	220 240	240 260	260 280	280 300	
補正係数	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	
道路下の法面, 斜面の直下が湖沼水面の場合は, さらに 1.50 を見込む								

・路面からの高低差が 300m 以上の場合, 補正值については別途見積りによることができる。

② 岩盤崩壊

路面からの 高低差	20m 未満	20m 以上 40m 未満	40 60	60 80	80 100	100 120	120 140	140 160
補正係数	0.90	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30
路面からの 高低差	160m 以上 180m 未満	180 200	200 220	220 240	240 260	260 280	280 300	
補正係数	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	
道路下の法面, 斜面の直下が湖沼水面の場合は, さらに 1.50 を見込む								

・路面からの高低差が 300m 以上の場合, 補正值について別途見積りによることができる。

3-3 防災カルテの作成

安定度調査の結果, カルテ作成の必要が生じた箇所について, カルテ作成・運用要領に基づき防災カルテを作成する。

10箇所あたり

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
外業						
落石・崩壊		2.00		2.00	2.00	
岩盤崩壊		1.50		2.90	2.90	
内業						
カルテ作成		0.50		1.50	1.00	

・箇所数は安定度調査の施設管理番号に準じるものとする。

### 3-4 整理取りまとめ

安定度調査結果及び防災カルテの照査を行ったうえで、結果を点検結果集計様式に入力し、作成した調書等を取りまとめ、報告書を作成する。

100箇所あたり

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
整理取りまとめ		1.00		4.00	6.00	

- ・ 箇所数は安定度調査の施設管理番号に準じるものとする。

### 3-5 打合せ等

	区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	備考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1回当たり (対面)
	成果物納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関当たり (対面)

- ・ 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。
- ・ 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
- ・ 中間打合せの回数は、1回を標準とする。
- ・ 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

## 4. 直接経費

### 4-1 旅費交通費

業務委託積算基準に準ずる。

### 4-2 電子成果品作成費

電子成果品作成費は次の計算式により算出するものとする。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 5.1 \times x^{0.38}$$

ただし、 $x$ ：直接人件費（千円）

- ・ 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
- ・ 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
- ・ 電子成果品作成費の上下限については、上限：250千円、下限：20千円とする。

## 5. その他経費

### 5-1 その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

### 5-2 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。